



議案第 十一号

三朝町職員定数条例の一部改正について  
次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一〇〇人」を「一〇一人」に、「二二人」を「二五人」に、「七人」を「六人」に、「二九人」を「三一人」に、「一五八人」を「一六一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。